

文教委員会資料

2 請願・陳情の審査

- (1) 陳情第80号 コロナ感染症から学校と教育を守ること
を求める陳情

令和3年5月26日

教育委員会事務局

1 陳情の趣旨

コロナウイルス感染症の急拡大の中、川崎の学校でも感染する児童・生徒や教職員が急増しています。そんな中、児童・生徒と教職員は、かつてない不安とストレスを抱え、心を痛めています。学校における感染拡大を防止するために、必要な財政措置と条件整備を行い、児童・生徒と教職員を感染の危険から守ってください。

2 各陳情事項に対する本市の考え方

- (1) 学校で児童生徒や教職員の感染者等が発生した場合、PCR検査を「濃厚接触者」だけに限定せず、必要な子どもと教職員が受けることができるようにし、無症状の感染者を把握・保護すること。

【本市の考え方】

- 児童生徒等に陽性が判明した場合、区役所衛生課が学校関係者と連携して濃厚接触者の特定を行っており、PCR検査につきましても、この濃厚接触者に特定された方のほか、一定の接触があった児童生徒等に対して検査範囲を拡大して実施するなど、感染拡大防止に向け、適切に検査の必要性等が判断されているものと考えております。
- 今後も、学校内に陽性者が判明した場合は、区役所衛生課等と連携しながら、引き続き濃厚接触者の特定及び感染拡大防止に努めていきます。

- (2) 学校において感染者が出た場合の、校内の消毒作業についての詳細なマニュアルを再度、各学校に発出すること。必要に応じて消毒作業を指揮するスタッフを派遣し、教職員の2次感染を防ぐこと。

【本市の考え方】

- 児童生徒等に陽性者が判明した場合の消毒については、本市のガイドラインにおいては、当該陽性判明者が活動した範囲を特定して、汚染が想定される物品や、大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）について消毒を行うことなどを明記しており、各学校へその都度、通知しております。
- 陽性者が判明した学校へは、指導・助言を行い、必要に応じて教育委員会事務局職員を学校に派遣し、共同で消毒作業を行っています。
- 今後も、ガイドラインの周知及び確認、指導・助言、サポートを行う職員の派遣を行い、教職員の2次感染防止も含め、感染の拡大防止に向けた取組を継続してまいります。

(3) 必要なスクール・サポート・スタッフを追加配置し、教員の消毒業務負担を軽減すること。

【本市の考え方】

- 教職員事務支援員については、教職員の働き方・仕事の進め方改革を推進するため、教員の業務のうち負担軽減が可能な業務の補助を目的として配置しており、当初の予定を前倒しして配置を進め、現在は、教職員事務支援員又は、同様の業務を担っている障害者就業員（チャレンジド・ワークス）を全小中学校に配置しています。
- 教員が心にゆとりを持って児童生徒と向き合う時間を確保し、授業や児童生徒指導等の本来的な業務に一層専念できる環境を整備するため、各学校の実情に応じて、教員の負担軽減となるような業務を主な職務内容としています。
- 今後も、教職員事務支援員を活用しながら、各学校がその実情に応じて、教職員の事務負担を軽減できるよう、小中学校への全校配置を継続します。

(4) 中学校において、感染リスクの高いトイレの清掃を生徒に行わせている。少なくとも非常事態宣言が出ている間、トイレなど衛生面での注意が必要な場所については、大人が消毒・清掃作業を行い、生徒に清掃はさせないこと。

【本市の考え方】

- 現時点では学校を中心に感染が広がっていない状況から、子どもの学びを最大限確保することを前提に、市立学校においては、これまでの感染防止対策を改めて徹底した上で、概ね通常の教育活動を継続して実施することとしています。
- トイレに限らず学校の清掃については、社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解を促進するため、各学校で広く行われており、文部科学省の衛生管理マニュアルにおいて「児童生徒が行っても差し支えない」とされているとともに、本市のガイドラインでも、「児童生徒の発達段階に応じて適切な感染対策を行いながら、通常どおり実施しても差し支えない」としています。なお、小学校では週1回程度、中学校では月に1回程度、委託業者による清掃も行われています。
- 今後も、清掃活動の持つ教育的効果を踏まえ、トイレ清掃を含めた衛生面での感染対策に配慮しながら、中学校における清掃活動を継続していきます。